

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成27年7月8日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの**

**2件**

**厚生年金保険関係**

**2件**

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500010号  
厚生局事案番号：関東信越（千葉）（厚）第1500008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B所（以下「B所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和11年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和27年4月1日から昭和28年7月1日まで

私は、中学校卒業直後の請求期間において、父が勤務していたB所に勤務した。国の年金記録において同社に係る厚生年金保険の加入記録がないのはおかしいので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、複数の元同僚の陳述により、勤務期間は特定できないが、B所に勤務していたことは推認できる。

また、請求者と同時期にB所に入社した二人の中学校の同級生のうちの一人は、「給与からいろいろ引かれていたので、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と陳述している。

しかしながら、上記二人の元同僚は、「請求者が退職した後も勤務していた。」と陳述しているもののB所における厚生年金保険の加入記録がなく、請求期間に同社の厚生年金保険被保険者の資格を有する複数の元同僚に照会したが、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況や保険料控除について、具体的な回答及び陳述を得ることができなかった。

また、B所の請求期間当時の社会保険担当者は、「従業員の雇用や賃金査定は労務課の主任（故人）が行っており、その指示により厚生年金保険に係る届書を作成していたが、雇用条件等の詳細は分からぬ。試用期間があった可能性は考えられるし、臨時的な扱いであったかもしれない。」と回答しているところ、複数の元同僚は、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日は相違している（3か月ないし約1年）とし、「試用期間後に厚生年金保険に加入するようになったと思う。」と陳述している。

さらに、元同僚の一人は、「従業員が皆厚生年金保険に加入していたわけではない。私が所属していた課の従業員のうち、三分の一程度は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500089号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500009号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

私は、A社に勤務し、平成15年12月に54万円の賞与を支給され、その賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の複数の元同僚は、賞与の支給明細書を所持していないが、平成15年冬に賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたと陳述している。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時の資料を保管していないので、平成15年12月に賞与を支給し、その賞与から厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の支給明細書を所持していない上、当該賞与は現金で支給されたと陳述していることから、請求者の銀行預金口座により当該賞与の振込額を確認することができない。

さらに、B市は、請求者の平成16年度の市民税課税台帳については保存期限経過により廃棄済みであると回答しているなど、関係資料(源泉徴収票等)の提供を受けることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。